

前日講座補正表

p 38 上から 3 行目

□学生、**30 歳未満**の保険料納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金（寡婦年金も同様）年金額には反映しない。

この文章を補正します。「30 歳未満」はその後法改正しましたのでこの文章は削除します。

正しくは**30 歳未満ではなく 50 歳未満**。

★法 49 条（テキスト p 135）

死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が**10 年以上**である夫（**保険料納付済期間又は**学生の保険料納付特例及び**50 歳未満**の保険料納付猶予制度の規定により免除された保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る）が死亡したこと

★テキスト p 191

50 歳未満の保険料納付猶予制度（平 16 法附則 19 条、平 26 法附則 14 条、則 77 条の 2 ほか）

ア 平成 17 年 4 月から平成 28 年 6 月まで 30 歳

イ 平成 28 年 7 月から令和 12 年 6 月まで 50 歳